○佐久市・北佐久郡環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成26年11月４日条例第12号

改正

平成28年２月19日条例第３号
令和７年９月29日条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（特別職の職員の報酬）

第２条　組合長及び副組合長の報酬は、支給しないものとする。

２　議会の議長、副議長及び議員に支給する報酬（以下「議員報酬」という。）は、年額及び日額により支給し、その額は別表第１に掲げる額とする。

３　日額による議員報酬については、勤務した日数に応じてこれを支給する。

４　監査委員、情報公開・個人情報保護審議会委員及び行政不服審査会委員（以下「監査委員等」という。）に支給する報酬は、別表第２に掲げる額とする。

（議員報酬の支給方法）

第３条　議会の議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職に就いた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

２　議会の議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときはその日までの議員報酬を支給する。

３　前２項の規定により報酬を支給する場合であって、年度の中途で職に就き、又は離職した場合には、その報酬の額は、その年度の現日数を基礎として日割りによって計算する。

４　議員報酬は、当該会計年度の末月までに支給するものとする。

（監査委員等の報酬の支給方法）

第４条　監査委員等に支給する報酬は、選任された日から支給する。ただし、別表第２に掲げる職で任期のあるものは、任期の初日からとする。

２　監査委員等が任期満了、辞職、失職、除名又は死亡によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

３　前２項の規定により報酬を年額で支給する場合であって、年度の中途で職に就き、又は離職した場合には、その報酬の額は、その年度の現日数を基礎として日割りによって計算する。

４　監査委員等の報酬は、年額によるものは当該会計年度の末月までに、日額によるものは職務執行の翌月末までに支給するものとする。

（費用弁償）

第５条　特別職の職員が職務を行うために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

２　前項の規定により支給する旅費の額は、別表第３及び別表第４に掲げる額とする。

３　前項に規定する旅費以外の特別職の職員に支給する旅費の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月１日から適用する。

附　則（平成28年２月19日条例第３号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附　則（令和７年９月29日条例第１号）

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

職名	報酬の額	
議長	年額	34,500円
	日額	6,500円
副議長	年額	29,500円
	日額	6,500円
議員	年額	24,500円
	日額	6,500円

別表第２（第２条関係）

職名		報酬の額	
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年額	20,000円
	識見を有する者のうちから選任された委員	年額	35,000円
情報公開・個人情報保護審議会委員		日額	6,500円
行政不服審査会委員		日額	6,500円

別表第３（第５条関係）

区分	鉄道賃	備考
組合長及び副組合長	旅客運賃 急行料金	急行料金を徴する列車を運行する路線であって、片道50キロメートル以上の旅行の場合に限る。
	特別急行料金	特別急行料金を徴する列車を運行する路線であって、片道100キロメートル以上の旅行に限る。
議長、副議長及び議員	座席指定料金	座席指定料金を徴する列車を運行する路線であって、片道100キロメートル以上の旅行に限る。
監査委員	特別車両料金	特別車両料金を徴する列車を運行する路線であって、片道100キロメートル以上の旅行に限る。

（注）組合長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

別表第４（第５条関係）

区分	船賃	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）	
			県外	県内
組合長及び副組合長	上級運賃	2,400円	27,000円	15,000円
議長、副議長及び議員				
監査委員				

（注）日当については、県外出張のみ支給対象とする。ただし、組合事務所の所在する市町に隣接する県外の市町村を除く。